

## 《活動基本方針》

### 農機具・施設管理部

- 機械操作・作業等は「安全第一」で行うことが最も重要で。わずかなミスも許されない。このため、これまでに引き続き作業員全員への周知徹底と自覚を促し、いかなる作業も無事故で終わることができるよう、常に作業マニュアルの再確認とミーティング等により安全作業を徹底し、万が一にも業務上過失とならないよう事故防止に努める。  
幸いにも、これまで大きな事故は起こっていないものの、第三者への損害賠償も発生しており、少しの油断や慣れが大事故に結びつくことを肝に銘ずる必要がある。
  
- さらに、すべての機械器具、施設は協働利用、共同の財産であることを認識し、注意義務の散漫による事故を防止するとともに、特に機械は適切な作業手順、および機械の特性やメカニズム等を熟知しておかなければならない。このことから、機械の延命遵守と合わせて正しい使用方法により安全を期すこと、また燃料関係についても慎重かつ適正な取り扱いを行なうものとする。  
これらは作業の原理・原則であり、個人の利益より組合の利益を優先する理念のもと、個人の所有物と同様に機械・機具を大切に使うことをオペレーター、作業員の共通課題として浸透を図る。
  
- 使用する農機具全般にわたり、支障なく安全に作業ができるよう保守、点検、整備、管理に努め、不都合な箇所については随時修理を行なう。  
しかし、時として不適正な使用をされている場合があり、組合員のお互いが注意しあえる土壌づくりに努める。  
なお、農機具の使用中に不都合が生じるなど、緊急に対応が必要な場合は、適正な判断により修理等を行なう。
  
- 農作業が円滑に行えるよう、水稻収穫後および代掻き前には農業施設、設備、工作物の補修を定期的に行なう。